

ワシントン州のタックスアムネスティと日本への導入

主任研究員 柏木恵

徴収で最も難しいのは発見されていない滞納者・脱税者を捕まえることである。発見された滞納者は滞納していると認識された者であり、どこに住んでいるか、どのくらい滞納しているかなどの状況を把握できる。しかし、発見されていない滞納者・脱税者は認識できないので、どこに潜んでいるのか、どのくらい脱税しているのか把握できない。それを見つけ出すために国税庁や地方自治体は査察や捜索を行う。これにはコストがかかっている。最もコストがかからないのは滞納者・脱税者が自主的に納税することで、いかにそれを誘導するかがコスト削減につながる。

2011年2月の当研究所コラムで紹介したが、米国では各州で「タックスアムネスティ(Tax Amnesty)」と呼ばれる税徴収のキャンペーンを不定期に突然行い成果を挙げている。タックスアムネスティとは、滞納者や脱税者に対し、一定期間の間(通常 2,3 か月)、滞納している税金を納めれば、その滞納していた分の罰金や延滞利息を全額もしくは一部免除するといった優遇措置制度をいう。いつ行われるかは分からないため、タックスアムネスティを見越して滞納することはできない。

このタックスアムネスティは税収確保という側面だけではなく、発見されていない滞納者・脱税者を浮かびあがらせるという点でも有効であると考える。本稿では、法人を対象としたワシントン州の事例を紹介し、日本への導入について考える。

1. 米国州政府のタックスアムネスティの状況

米国では 1982 年 11 月にアリゾナ州が始めて以来、2011 年 9 月現在までに、49 州で 114 回行われてきた。ルイジアナ州とニューヨーク州はこれまで 5 回行っており、2010 年も世界同時不況の影響のせいか、10 回も行われた。これまでの徴収額ベスト 5 は①2002 年のニューヨーク州 5 億 8270 万ドル、②2003 年のイリノイ州 5 億 3200 万ドル、③1985 年のニューヨーク州 4 億 130 万ドル、④2005 年のニューヨーク州 3 億 4900 万ドル、⑤今回取り上げる 2011 年のワシントン州 3 億 4582 万ドルである。

2. ワシントン州のタックスアムネスティ

ワシントン州は 2011 年 2 月 1 日から 4 月 30 日にかけて初めてタックスアムネスティを 行った。数年前から検討を重ねていたが、すぐに実行には至らず、税収が落ち込むという 予測を受け、2011 年に行うことを決断した。

ワシントン州には所得税がなく、主要な財源である法人向けの小売売上税(Retail sales tax)と法人税(Business and occupation tax)を対象とした。2010 年 11 月末にアムネスティ法が議会を満場一致で通過し、開始までの7 週間と4 日で準備を進めた。ポータル(PayMyTax.org)を作成、システムのアプリ開発、事務手続きのワークフローを決定し、

メディアを通じて広告した。参加対象は登録企業、未登録企業、消滅企業とした。この未登録企業や消滅企業に自主的に納税させるのがタックスアムネスティの本来の意図である。通知書は5,000 通送付し(95%が参加)、参加申請は10,974 件で、そのうちアムネスティ適用が5,420 件となり、徴収額は3億4582 万ドル、減免額は9100 万ドルであった。また、2011年5月以降の新たな収入として2990 万ドルが徴収された。最初の予測は2830 万ドルであったため、12倍の収入があったことになる。コストは最初の予測は233,200 ドルであったが、実際は381,200 ドル(人件費206,200 ドル、メディア80,000 ドル)だった。費用対効果は907倍である(表1)。徴収金額が最も多かった業種はIT(約1億6000 万ドル)であった。ついで卸売(約4500 万ドル)、小売と金融・保険(どちらも約3000 万ドル)であった。適用件数は建設業が900社と最大で、ついで小売(約700社)、サービス業(約500社)と続いた。ITは、120社程度と件数は少ないが、1件あたりの徴収額が多く、建設業は、数は多いが1件あたりの徴収額が小さいことがわかった。

表1 ワシントン州のタックスアムネスティの状況

	徴収額またはコスト額	件数	1件当たりの徴収額
徴収額全体	3億4582万	5,420	63,804
ワシントン州のもの	9344万	3,636	25,698
他州・ワシントン州下の市町村	2億5238万	5,422	46,547
タックスアムネスティ後の収入(将来収入)	2990万		
最初の予測徴収額	2830万	(予測の12倍の収入)	
コスト全体	381,000		
人件費(残業代を含む)	206,200		
広告宣伝費	80,000		
その他	94,800		
最初の予測コスト	233,200		
費用対効果(徴収額/コスト額)	907倍		

出所: Department of Revenue Washington State (2011)より計算。

3. なぜタックスアムネスティなのか

このように有効なタックスアムネスティであるが、タックスアムネスティは大きく分けて、国内向け(国内に埋もれているものを徴収する)と対外向け(海外に流失した資金を国内に戻す。タックスへイブンなどのオフショア金融取引)があるが、筆者はまずは国内向けを日本に導入したらどうかと考えている。

筆者の問題意識は 3 つあり、ひとつは、きちんと納めているほとんどの納税者(平均徴収率は都道府県で 95%、市町村で 92%)は自主的もしくは自動的(源泉徴収や口座振替)に納めているのに、滞納者にコストをかけること自体が本当に公平といえるのか疑問に思い続けているからである。現在のように逼迫財政を改善しようと消費税率を上げる議論をしているなかで、このコストを国民やその地域に住む県民・市民が支払い続けていることに不公平を感じるからである。

もうひとつは滞納者が自主的に動かない限り、見つけ出すには限界があると考えるからである。筆者が調査した限り、このタックスアムネスティの費用対効果はとても大きい。 効率的な手段を選択するのも公務員(しいては首長や議会)の重要な役目ではないかと考 えるからである。

このようにタックスアムネスティの検討する際には、公平性と効率性の議論は欠かせない。ワシントン州でも優良納税者への影響をとても心配していたが、何をもって公平とするかというのは大変難しい問題である。日本の場合、タックスアムネスティを行った過去の経験がなく、タックスアムネスティの根拠となる法律の制定から始めることになる。筆者自身もこのタックスアムネスティを紹介するのに 10 年近くかかった。2002 年に初めて存在を知り、その年に各州政府にメールによりインタビュー調査を行っていたが、初めて公表したのは 2011 年である。その間に日本が導入したほうがいいのかどうか考え続け、長いこと続いている財政難の状況下においては、本気で検討してもよいのでないかと思うようになった。公平性の問題は根深い。最近は地域で空き家が目立ち、火災の防止や治安維持のために、空き家処分のために補助金を出す自治体も出てきている。これはコストをかけてベネフィットを引き出す例であるが、徴税においても、どういう形で徴収すれば財源が確保でき、それが国民サービスや住民サービスにつながるのか、コストをかけて探し出すのが公平なのか、それとも同じコストだと割り切って、罰金を免除することで自発的に納めるように仕向けることが効率的で結果的に公平に近づくと考えるのかなどについて、国民・住民も交えて議論し、さまざまな可能性を模索してもよいのではないかと考える。

3点目は民間企業の回収業務との比較である。民間部門でも、銀行やクレジットカード会社、サービサーなどがローンやクレジット債権などの回収を行っているが、民間企業は早日に不良債権を認識し、償却を行い、バランスシートを軽くしている。これはコストやリスクを削減し、事業を継続する上で大変重要だからである。民間企業にヒアリングして徴収業務を比較してみると、公的部門にはこのような視点を今まで取り入れてこなかったと感じる。昨今の EU の状況からみても、国や自治体が早いうちからスリム化(健全化)しておく必要があり、滞納債権を償却する前に、少しでも徴収するためにタックスアムネスティを行うのは有効ではないかと考える。

最後に、タックスアムネスティを導入した場合には、国税では消費税に、また地方自治体にも有効ではないかと考える。それから、このタックスアムネスティは限定的措置で、つねに実施される制度ではないということも改めて強調しておきたい。

【参考文献】

Department of Revenue Washington State (2011) "Amnesty Report 2011"

http://dor.wa.gov/Content/DoingBusiness/RegisterMyBusiness/amnesty.aspx 柏木恵(2011)「タックスアムネスティという税徴収のすすめ」『CIGS コラム』2011 年 2 月 28 日。